令和８年１０月２２日
埼玉県知事　大野　元裕

総合評価方式に係る入札説明書

下記工事の入札を総合評価方式によって実施します。
入札に参加する意向がありましたら、下記により技術資料等を作成し、提出してください。技術資料等を提出せずに行った入札は、無効とします。
また、技術資料を提出しただけでは、当該入札には参加できません。必ず、「埼玉県電子入札共同システム」により、参加申込手続きを行ってください。
なお、この入札説明書に記載のない事項は、「埼玉県総合評価方式活用ガイドライン（Ver.21）」（以下「ガイドライン」という。）の記載によります。ただし、入札説明書とガイドラインの記載が異なる場合は、入札説明書の記載を優先します。

記

１　工事の概要

入札対象工事－１
（１）工　事　名　　総Ａ除）橋りょう架換工事（建武橋取付道路工その１）
（２）工事場所　　一般国道４６３号（建武橋）／入間市下藤沢地内
（３）工事業種　　土木工事業

入札対象工事－２
（１）工　事　名　　総Ａ除）橋りょう架換工事（建武橋取付道路工その２）
（２）工事場所　　一般国道４６３号（建武橋）／入間市東藤沢地内
（３）工事業種　　土木工事業

２　総合評価に関する事項

（１）総合評価方式の型（ガイドラインP7参照）

技術提案型Ａタイプ

（２）採点方式（ガイドラインP9参照）

自己採点併用発注者採点方式

（３）評価値の算出方法（ガイドラインP50参照）

除算方式

（４）見なし評価（ガイドラインP53参照）

適用します。

（５）１／３失格基準（ガイドラインP53参照）

適用しません。

（６）評価の方法

ア　落札候補者が提出した技術資料（簡易部分）の評価は、様式に記入された内容を添付資料及び各種データ等により確認して採点します。

イ　様式には必要事項を必ず記入してください。提出資料（該当する様式及び添付資料）に不備のあった評価項目は、評価対象外となる場合があります。

ウ　各様式の添付資料は、様式に記入した内容に対応する資料のみを添付してください。

エ　配置予定技術者は、候補者を３名まで挙げることができます。この場合、各候補者に対して、該当する「配置予定技術者の技術能力」の評価項目の提出資料を提出してください。評価は、候補者ごとに「配置予定技術者の技術能力」の評価項目に関する合計点を算出し、このうち最も低い者の得点で行います。

オ　技術力がそのまま引き継がれると考えられる企業の単純な名称変更については、変更以前のものから継続的に取り扱うものとします。また、合併した企業の評価は、合併以前のすべての企業の実績を引き継ぐものとして評価します。

カ 分社化した後の企業の施工実績については、埼玉県建設工事等競争入札参加資格者名簿登録時に、分社化前の企業から実績の承継が認められているものを評価の対象とします。

キ　提出した「自己採点申請書(兼)提出書」と落札候補者通知時に提出した「落札候補者用提出書」の記述が異なる場合には、先に提出した「自己採点申請書(兼)提出書」の記述を優先します。

ク　各評価項目の評価点は「自己採点申請書(兼)提出書」による値と上記アにより採点した値を比較して、低い方の値とします。

ケ 令和元年度とは、平成３１年４月１日～令和２年３月３１日とします。

（７）不適正な事項に対する措置について（ガイドラインP52参照）

ガイドラインのとおり。

（８）落札者（落札候補者）の決定方法（ガイドラインP54参照）

ガイドラインのとおり。

（９）配置予定技術者の配置不可通知（ガイドラインP55参照）

ガイドラインのとおり。

（１０）技術資料の内容の不履行について（ガイドライン P58 参照）

ガイドラインのとおり。

（１１）技術資料の虚偽記載について（ガイドラインP58参照）

ガイドラインのとおり。

（１２）不服の申出について（ガイドラインP59参照）

ガイドラインのとおり。

３　技術資料等の提出

≪『自己採点申請書（兼）提出書』及び『技術資料（提案部分）』の提出≫

（１）提出者

すべての入札参加者が提出してください。

（２）提出内容

ア　次の（ア）～（ウ）の電子データを電子メール又はファイル転送サービス（以下「電子メール等」という。）により提出するか、電子データを書き込んだ「電子媒体（ＣＤ－Ｒ）」を郵送又は信書便により提出してください。（別紙１参照）。

なお、やむを得ない理由で「電子データによる提出」ができない場合は、「紙媒体を郵送又は信書便により提出」した場合も有効として扱います。

（ア）自己採点申請書（兼）提出書
（イ）様式エ（技術提案型Ａタイプ）
（ウ）（イ）の添付資料がある場合、その添付資料。

イ　「電子媒体」のラベルには、次の事項を記載してください。

- 「タイトル」…　自己採点・技術提案データ
- 「工事名」
- 「工事場所」
- 「入札参加者名」
- 「ウイルスチェックに関する情報（対策ソフト名とバージョン、チェック年月日）」

（３）　自己採点申請書（兼）提出書

ア　様式は「入札情報公開システム」の「発注情報」にある添付ファイル「自己採点申請書（兼）提出書」を使用してください。（押印不要）

イ　「自己採点申請書（兼）提出書」データの「①提出日」に日付を入力してください。

ウ　評価基準、配点に基づく自社の申告点を正確に記入してください。

なお、申告点欄が空白の場合や、配点以外の申告点の記入があった場合には、その項目を「０点」として扱います。

エ　「自己採点申請書(兼)提出書」が提出されない場合、入札は無効として取り扱います。

オ　「自己採点申請書(兼)提出書」の記載に不備がある場合、入札が無効となる場合があります。

（４）技術資料（提案部分）

様式は、県ホームページからダウンロードしてください。（「９　情報入手」参照）

（５）提出先

埼玉県　県土整備部　飯能県土整備事務所　道路施設担当
〒３５７－００２１
住　所　飯能市双柳７５
ＴＥＬ　０４２－９７３－２２８２
メールアドレス　f732281@pref.saitama.lg.jp

（６）提出期限及び提出方法

令和８年１１月１８日（水）１７時までに電子メール等により提出するか、電子データを書き込んだ「電子媒体（ＣＤ－Ｒ）」を郵送又は信書便により提出してください。

なお、電子メール等で提出する場合は、それぞれのファイルをZIP形式で１つにまとめてください。ファイル名は、「【自己採点申請書（兼）提出書等】○○建設（××工事）.zip」としてください。

また、必ず到着確認を行ってください。（期限内必着）

≪『落札候補者用提出書』及び『技術資料（簡易部分）』の提出≫

（１）提出者

落札候補者通知を受けた者のみが提出してください。

（２）提出内容

ア　次の（ア）～（イ）の電子データを電子メール等により提出するか、電子データを書き込んだ「電子媒体（ＣＤ－Ｒ）」を郵送、信書便又は持参により提出してください。（別紙２参照）。

なお、やむを得ない理由で「電子データによる提出」ができない場合は、「紙媒体を郵送、信書便又は持参により提出」した場合も有効として扱います。

（ア）落札候補者用提出書
（イ）技術資料（簡易部分）

イ　「電子媒体」のラベルには、次の事項を記載してください。

・「タイトル」…　落札候補者用データ
・「工事名」
・「工事場所」
・「入札参加者名」
・「ウイルスチェックに関する情報（対策ソフト名とバージョン、チェック年月日）」

（３）落札候補者用提出書

ア　自己採点申請時に作成した「自己採点申請書(兼)提出書」データの「②提出日」に日付を入力し、「落札候補者用提出書」として提出してください。（押印不要）

イ　自己採点申請時に作成した「自己採点申請書(兼)提出書」の評価項目、配点、自己採点の点数等は変更しないでください。

ウ　「落札候補者用提出書」が提出されない場合、入札は無効として取り扱います。

エ　「落札候補者用提出書」の記載に不備がある場合、入札が無効となる場合があります。

（４）技術資料（簡易部分）

様式は、県ホームページからダウンロードしてください。（「９　情報入手」参照）

（５）提出先

埼玉県　総務部　入札課　大規模工事担当
〒３３０－９３０１
住　所　さいたま市浦和区高砂３丁目１５番１号
ＴＥＬ　０４８－８３０－２７４３
メールアドレス　a2720-04@pref.saitama.lg.jp

（６）提出期限

落札候補者通知書に記載します。
電子メール等で提出する場合は、それぞれのファイルをZIP形式で１つにまとめてください。
ファイル名は、「【落札候補者用提出書等】○○建設（××工事）.zip」としてください。

４　ヒアリング

実施しません。

５　落札者の決定通知

落札者の決定は、「埼玉県電子入札共同システム」にて通知します。

入札情報公開システムの技術評価点と評価値については、落札者及び評価を行った者については評価後の値、それ以外の者は自己採点申請書に基づく値となります。

６　評価状況に関する情報提供（ガイドラインP60参照）

ガイドラインのとおり。

７　契約書作成に伴う技術資料の追加提出（紙媒体で提出した場合）

契約書を２部作成するに当たり、技術資料のうち、「様式」及び「履行確認を行う評価項目の添付書類」が必要となります。落札者は決定通知後、発注者の指示により速やかに当該資料を紙媒体で２部追加提出してください。

８　実施上の留意事項

（１）技術資料（提案部分）に記載された内容については、その後の工事において、その内容が一般的に使用されている状態になった場合は、無償で使用できるものとします。

ただし、工業所有権等の排他的権利を有する提案については、この限りではありません。

なお、発注者は提案内容に関する事項が提案者以外の者に知られることのないように取り扱うものとします。また、提案者の了承を得ることなく提案の一部のみを採用することはしません。

（２）技術資料の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とします。

（３）提出された技術資料は、技術評価以外に提出者に無断で使用することはありません。

（４）提出された技術資料は、返却いたしません。

（５）技術資料提出後に技術資料の追加・修正は、認めません。

（６）提出された「電子データ」については、受付担当課所（発注課所）が確認を行い、何らかの原因で読み込み不可能な場合や必要な電子データの一部が不鮮明な場合などは、再提出を求める場合があります（その際の再提出方法は、発注課所の指示に従ってください。）。

再提出を求めた期限までに再提出されない場合は、評価項目の全部又は一部を評価しません。

（７）提出する「電子データ」は、提出日直近の最新バージョンで、必ず「ウイルスチェック」を行ってください。

（８）提出された「電子媒体」に書き込みの形跡がない場合など、不誠実であるときは失格とする場合があります。

（９）「電子データ」の各ファイル名は、「別紙１」及び「別紙２」を参照してください。

（１０）やむを得ない理由で「電子データ」ではなく「紙媒体」により提出する場合は、Ａ４判としてください。「落札候補者用提出書（押印不要）」を１頁とした「通し番号」を付するとともに、全頁数（頁の例：１/○○～○○/○○）を表示してください。また、袋綴じ・ホッチキス止め等はせずに、ダブルクリップ等で束ねて提出してください。

（１１）「電子データ」と「紙媒体」による資料の両方が同時に提出された場合には、「電子データ」による提出資料により評価します。各種「電子データ」と「紙媒体」による資料のうち複数種が別々に提出された場合には、先に収受した提出資料により評価します。

９　情報入手

（１）提出書類の様式及びガイドライン等は、適宜変更することがありますので、県建設管理課の総合評価方式トップページ「【工事】ガイドライン・様式集等」でガイドラインのバージョンを確認の上、適切な様式を使用してください。
（https://www.pref.saitama.lg.jp/a1002/sougouhyoka-top.html）

（２）技術資料の作成に当たっては「技術資料作成の手引き」を参照してください。
（https://www.pref.saitama.lg.jp/a1002/sougouhyouka-shiryou.html）

（３）その他の入札・契約事務関係については、総務部入札課のホームページ「入札・契約事務関係例規集（建設工事等）」を参照してください。
（https://www.pref.saitama.lg.jp/a0211/kitei.html）

１０　評価基準及び提出資料

すべての入札参加者は、次に挙げる①を必ず提出してください。

①提出書	自己採点申請書（兼）提出書 ※提出書には日付を記入してください。（押印不要）

落札候補者は、次表に挙げる②、③を必ず提出してください。

②提出書	落札候補者用提出書 ※提出書には日付を記入してください。（押印不要）		
③共通提出資料	社名情報	平成２８年４月１日以降において、社名変更、会社の合併、分社の有無を記入してください。有りの場合、必要事項を記入してください。	
		提出資料	１　様式（社名情報）
			２　添付資料　社名変更、会社の合併、分社の有りが確認できる書類（登記簿の写しなど）
	配置予定技術者	当該工事に配置を予定している技術者（３名まで）について記入してください。 この様式に記載のない者は配置予定技術者として扱いません。４名以上記入した場合は失格とします。 なお、ＪＶで参加する場合は、代表構成員の配置予定技術者を記入してください。	
		提出資料	１　様式（配置予定技術者）
			２　添付資料　なし

ア　企業の技術能力

ア（イ）施工実績【　　／1.0点】

<table>
<tr><td rowspan="2">評価基準・配点</td><td><u>平成２８年度～令和７年度</u>に近隣において類似の公共工事の施工実績がある。
【近隣：埼玉県内】
【類似：道路事業における盛土工 2,000 ㎥以上かつ最大盛土高 6.0m以上の施工実績を含む工事】</td><td>1.0 点</td></tr>
<tr><td>上記に該当しない。</td><td>0 点</td></tr>
<tr><td rowspan="2">提出資料</td><td colspan="2">１　様式ア（イ）
注１）代表的な実績を１件提出してください。
注２）評価対象期間内に「契約工期の終期」が属する工事が対象です。
注３）コリンズ竣工登録（契約データ、工事データ、技術データ）で、類似の施工実績（上記の「評価基準・配点」に記載されている工種、数量、施工条件、使用材料等）が、確認できる場合に評価します。なお、単価契約は施工実績の対象としません。
注４）コリンズ竣工登録だけでは、類似の施工実績が確認できない場合は、添付資料を含めて確認できる場合に評価します。
注５）ＪＶ（経常・特定）の過年度実績及び評価対象者は、ガイドライン「５（２）評価項目・配点等に係る注意事項」別表【補則】のとおりとします。</td></tr>
<tr><td colspan="2">２　添付資料
①　コリンズ竣工登録だけで類似の施工実績が確認できる場合：なし
②　コリンズ竣工登録だけでは求める施工実績が確認できない場合やコリンズ竣工登録が無い場合、工事の請負契約書及び設計図書の写し。
注１）工事名、工事場所、契約金額、工期、発注者、受注者、類似の施工実績（工種、数量、施工条件、使用材料等）が確認できる部分（平面図、構造図、数量総括表等）を添付してください。
注２）工事完了が確認できる書類（「工事完成検査結果及び工事成績評定結果について（通知）」等）を併せて提出してください。
③　①、②だけでは確認できない場合、類似の施工実績（工種、数量、施工条件、使用材料等）が確認できる書類。
注１）工事完成図書等、その他類似工事の評価基準を確認できる工事書類を提出してください。
注２）②の工事の請負契約書に基づく工事であることが確認できる書類を併せて提出してください。
④　受注時の社名が現在と違う場合、社名の変更が分かる書類。
⑤　ＪＶでの実績の場合、代表構成員であることが確認できる書類（特定建設工事共同企業体協定書など）。</td></tr>
</table>

イ　企業の社会的貢献度

イ（ア）災害防止活動等の協定【　　／1.0点】

<table>
<tr><td rowspan="3">評価基準・配点</td><td rowspan="2">県機関等と協定等を締結し、災害防止活動等への協力体制を整えている。</td><td>埼玉県内に本店又は主たる営業所を置いている。</td><td>1.0点</td></tr>
<tr><td>上記以外。</td><td>0.5点</td></tr>
<tr><td colspan="2">上記に該当しない。</td><td>0点</td></tr>
<tr><td rowspan="2">提出資料</td><td colspan="3">１　様式イ（ア）
注１）入札公告日時点において当該協定等の締結の有無を評価します。なお、国又は市町村との協定（協力体制）は評価対象としません。
注２）ＪＶ（経常・特定）の評価対象者は、ガイドライン「５（２）評価項目・配点等に係る注意事項」別表【補則】のとおりとします。</td></tr>
<tr><td colspan="3">２　添付資料
①　自社が加入している団体が協定を締結している場合
当該団体が発行する、入札公告日時点において、自社が当該協定の適用となる者であることの証明書（経営事項審査用の防災協定締結証明書等）の写し。ただし、<u>令和７年度以降</u>に発行されたもの。
注１）上記証明書以外は加点の対象としません。
注２）審査基準日および証明日が入札公告日を過ぎている場合、当該協定等が入札公告日時点において締結されていることがわかるものを併せて添付してください。

②　企業単体で協定等を締結している場合
当該協定書（登録証等を含む）の写し。</td></tr>
</table>

イ（イ）災害防止活動等の実績【　　／1.0点】

<table>
<tr><td rowspan="6">評価基準・配点</td><td><u>令和６年度～令和７年度</u>に飯能県土整備事務所の求めにより災害防止活動等を行った。</td><td>1.0 点</td></tr>
<tr><td><u>令和６年度～令和７年度</u>に国土交通省との協定又は求めにより、飯能県土整備事務所管内で災害防止活動等を行った。</td><td>1.0 点</td></tr>
<tr><td><u>令和６年度～令和７年度</u>に飯能県土整備事務所以外の県機関等の求めにより災害防止活動等を行った。</td><td>0.5 点</td></tr>
<tr><td><u>令和６年度～令和７年度</u>に国土交通省との協定又は求めにより、飯能県土整備事務所管外の埼玉県内で災害防止活動等を行った。</td><td>0.5 点</td></tr>
<tr><td><u>令和６年度～令和７年度</u>に県内企業が国土交通省との協定又は求めにより、埼玉県外で災害防止活動等を行った。</td><td>0.5 点</td></tr>
<tr><td>上記のいずれにも該当しない。</td><td>0 点</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td>提出資料</td><td>

１　様式イ（イ）

注１）該当する災害防止活動等の実績のうち、代表的なものを**１件**提出してください。
注２）評価対象となる災害防止活動等は、ガイドライン２３ページ【補則】のうち、本案件の評価基準に適合する実績とします。
注３）市町村の求めによる活動実績は評価しません。
注４）ＪＶ（経常・特定）の評価対象者は、ガイドライン「５（２）評価項目・配点等に係る注意事項」別表【補則】のとおりとします。
注５）活動期間が２年度に跨る場合は、活動初日の属する年度で評価します。

２　添付資料

下表のとおり、該当する証明書類を添付してください。

<table>
<tr><th colspan="2">災害防止活動等</th><th>添付する証明書類</th></tr>
<tr><td>①県機関等の要請</td><td>地震、風水害、降雪、降灰に伴う災害防止活動</td><td rowspan="5">（1）</td></tr>
<tr><td>②県土整備部及び都市整備部の機関の要請</td><td rowspan="4">ガイドラインに定める緊急時に行う活動</td></tr>
<tr><td>③農林部の機関の要請</td></tr>
<tr><td>④企業局の機関の要請</td></tr>
<tr><td>⑤下水道局の機関の要請</td></tr>
<tr><td colspan="2">⑥国土交通省との協定又は求めによる災害防止活動</td><td>（2）</td></tr>
</table>

（1）活動を要請した機関が交付した「災害防止活動認定書」の写し
注１）「災害防止活動認定書」の様式を県建設管理課の総合評価方式トップページ「ガイドライン・様式集等（総合評価方式）」からダウンロードし、活動を要請した機関に認定書を交付するよう請求してください。
（https://www.pref.saitama.lg.jp/a1002/sougouhyouka-shiryou.html）
（2）協定に基づく活動の場合、次の書類すべて
ア　国土交通省との協定書の写し
イ　協会等の団体に所属している証明書（所属協会等が地方整備局と協定を結んでいる場合）の写し
ウ　契約書等の写し
（3）求めによる活動の場合、国土交通省の証明書等により、評価します。

</td></tr>
</table>

ウ　配置予定技術者の技術能力

ウ（ア）工事成績評定【　　／2.0点】

評価基準・配点	県発注工事の**令和６年度～令和７年度**の平均点が８２．０点以上。	2.0 点
	県発注工事の**令和６年度～令和７年度**の平均点が８１．６点以上８２．０点未満。	1.9 点
	県発注工事の**令和６年度～令和７年度**の平均点が８１．２点以上８１．６点未満。	1.8 点
	県発注工事の**令和６年度～令和７年度**の平均点が８０．８点以上８１．２点未満。	1.7 点
	県発注工事の**令和６年度～令和７年度**の平均点が８０．４点以上８０．８点未満。	1.6 点
	県発注工事の**令和６年度～令和７年度**の平均点が８０．０点以上８０．４点未満。	1.5 点
	県発注工事の**令和６年度～令和７年度**の平均点が７９．６点以上８０．０点未満。	1.4 点
	県発注工事の**令和６年度～令和７年度**の平均点が７９．２点以上７９．６点未満。	1.3 点
	県発注工事の**令和６年度～令和７年度**の平均点が７８．８点以上７９．２点未満。	1.2 点
	県発注工事の**令和６年度～令和７年度**の平均点が７８．４点以上７８．８点未満。	1.1 点
	県発注工事の**令和６年度～令和７年度**の平均点が７８．０点以上７８．４点未満。	1.0 点
	上記のいずれにも該当しない、又は実績がない。	０点

提出資料

１　様式ウ（ア）

注１）ＪＶ（経常・特定）の過年度実績及び評価対象者は、ガイドライン「５（２）評価項目・配点等に係る注意事項」別表【補則】のとおりとします。

注２）配置予定技術者が全ての業種（２９業種）において工事完成時点に従事していた工事成績を記入してください。

注３）配置予定技術者の技術能力に関する評価は、以下のいずれかの工事を対象とします。

①　元請の主任技術者又は監理技術者（特例監理技術者を含む）として工事完成時に従事していた工事

②　現場代理人として全工期（準備期間、後片付け期間又は橋梁等の工場製作等の期間を除く）にわたって従事した工事

注４）過去に在籍していた会社での工事成績も評価対象となります。

注５）工事成績評定の平均点の算出において、小数点第２位以下の端数が生じたときは、小数点第２位以下を切り捨てて評価します。

注６）評価対象期間内に「完成年月日」が属する工事が対象です。

注７）自社の工事成績を県建設管理課の総合評価方式トップページ「データ集」で公表されている「埼玉県発注工事　工事成績評定等一覧」で確認してください。
(https://www.pref.saitama.lg.jp/a1002/sougouhyoka-top.html)

２　添付資料

①　ＪＶでの実績の場合は、代表構成員であることがわかる書類（特定建設工事共同企業体協定書など。）。

②　自社が認識している工事成績と県建設管理課のホームページで公表されている「埼玉県発注工事　工事成績評定等一覧」のデータに違いがある場合は、「工事完成検査結果及び工事成績評定結果について（通知）」等の写し。

③　現場代理人として従事した工事で、当初と完成時の現場代理人が異なる場合には「コリンズ竣工登録」の写し（契約データ、工事データ、技術者データ）、及び「竣工時の工事工程表」の写し。

エ　定性的技術提案

エ（ウ）安全管理の適切性【　／5.0点】

課題	当該工事は、一般国道４６３号建武橋の老朽化に伴い、架換を実施した西武池袋線にかかる新橋の取付道路工及び仮橋の撤去を行うものです。沿道には、マンションなど建築物が近接し、ラフタークレーン及びクローラクレーンを使用しての仮橋撤去及び土留工等を施工する際に、周辺への安全管理に対し特に配慮する必要があります。このことへの対応に次の工夫を求めます。
求める工夫	①クレーンの旋回時（転倒防止は除く）における安全対策に関する工夫。 ②クレーンの転倒防止に関する工夫。

評価基準・配点	①クレーンの旋回時（転倒防止は除く）における安全対策に関する工夫。 ②クレーンの転倒防止に関する工夫。	5.0点
留意事項	1　求める工夫の数について 求める工夫の数は２つとします。 2　提案数について １工夫ごとの求める提案数は１つ以内とします。 １工夫に関する提案の評価は提案順に行います。 なお、同じ提案の２つ目の記載は無かったものとみなし、履行を求めません。 3　得点について 得点は次式により算定します。 得点＝配点(5.0点)×(加点対象提案数計/求める提案数(2)*) （小数点以下第２位を四捨五入し、第１位止め） ＊求める提案数(2)＝求める工夫数(2)×１工夫ごとの求める提案数(1) 4　提案内容の記載について 様式の記載例のとおりに、提案内容、効果、根拠を簡潔かつ具体的に記載してください。 5　提案内容の評価について １つの提案に２案以上を記載しないでください。 6　提案する工夫の実施費用について 提案する工夫の実施費用は、設計変更の対象とはなりません。 以下の要件を全て満たす提案を「加点対象」とします。 Ⅰ　求める提案数を超えていない（求める提案数以内で、提案順に評価する） Ⅱ　設計仕様（目的物）を変更しない Ⅲ　設計図書に計上されていない Ⅳ　求める工夫に該当する Ⅴ　同趣旨の提案が他にない（同じ評価項目内で同趣旨の提案がないこと） Ⅵ　受発注者の判断で実現可能である（警察等関係機関との新たな協議は不要で、現場条件上も実現が可能である） Ⅶ　受注者が主体的に取り組むべき事柄である Ⅷ　関係法令・基準等に抵触していない Ⅸ　独自の提案である（設計図書、関係法令、技術基準等に施工に際して実施すべきと定められている事柄や、既に一般化されている手法ではないもの。なお、技術基準等とは埼玉県工事実務要覧の共通仕様書に規定された「適用すべき諸基準」や**日本道路協会、日本建設機械工協会等**が発行しているマニュアルや要領の類のことである） Ⅹ　提案の内容が具体的である（方法、使用材料、使用箇所・範囲・高さ、時期、基準値、使用量等が提出資料のみで確認できること。） ※NETIS資料やカタログを転記するだけでなく、現場条件に応じた具体的記載を行うこと。 ⅩⅠ　具体的な効果が確認できる(提出資料のみで確認できること) ⅩⅡ　周辺環境等に悪影響を及ぼす可能性が見当たらない	

	ＸⅢ　加点しない特段の理由が見当たらない
提出資料	１　様式エ（技術提案型Ａタイプ）
	２　添付資料 説明図表（必要に応じて、Ａ４判２枚程度）。

カ　企業倫理や信頼性等（減点項目）

カ（ア）入札契約に関する不当な強要行為等【　　／-1.0～-6.0点】

評価基準・配点	**令和７年度～公告日までの期間**に「埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱」に基づく入札参加停止措置を受けた。	-1.0～-6.0点
	上記に該当しない。	0点
提出資料	１　様式カ（ア）～（ウ）	
	２　添付資料　なし	

カ（イ）総合評価の不履行【　　／-1.0点】

評価基準・配点	**令和７年度～公告日までの期間**に県が総合評価方式により発注した工事の技術資料の履行確認結果において、「添付資料等で確認した結果、履行されていないことを確認」との通知を受けた。（下記の場合を除く）	-1.0点
	令和７年度～公告日までの期間に県が総合評価方式により発注した工事の技術資料の履行確認結果において、配置技術者の死亡など、真にやむを得ない理由により配置技術者を交代し、交代前の配置技術者と同等以上の技術能力を確保できなかったため「添付資料等で確認した結果、履行されていないことを確認」との通知を受けた。	-0.5点
	上記のいずれにも該当しない。	0点
提出資料	１　様式カ（ア）～（ウ）	
	２　添付資料　なし	

カ（ウ）カ（ア）カ（イ）に該当しない入札参加停止措置【　　／-1.0点】

評価基準・配点	カ（ア）カ（イ）に該当せず、**令和７年度～公告日までの期間**に「埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱」に基づく入札参加停止措置を受けた。	-1.0 点
	上記に該当しない。	0 点
提出資料	**１　様式カ（ア）～（ウ）**	
	２　添付資料　なし	

カ（ア）～（ウ）注意事項

注１　評価項目とした事項に該当しているにもかかわらず、様式に該当がない旨記載されている場合や様式の添付がない場合には、「虚偽記載」と判断し、「失格」とします。

注２　複数の評価項目に該当する場合は、重複評価し減点を合算します。

注３　入札参加停止措置、入札参加除外措置は、措置を受けた日（期間の始まりの日）で判断します。

注４　入札契約に関する不当な強要行為等とは、次の（A）～（F）の行為のことをいいます。

（A）入札契約に関する不当な強要行為
（B）過積載による法令違反
（C）ディーゼル不適合車の使用による法令違反
（D）不正軽油の使用による法令違反
（E）死亡事故
（F）暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外

注５　評価項目カ（ア）「入札契約に関する不当な強要行為等」については注４の（A）～（F）の行為により、入札参加停止措置を受けた数に配点（-1.0 点）を乗じた点数の合計を減点します（最大：-6.0 点）。

（（A）～（F）の行為のうち、同一の行為により複数回の入札参加停止措置を受けた場合の措置については、重複評価せず減点を合算しません。）

注６　評価項目カ（イ）「総合評価の不履行」については、受注者が提出した技術資料において、当該工事で履行するとした事項のうち、複数の不履行が生じた場合は、重複評価し減点を合算します。ただし、同一事項の不履行が複数回生じた場合の措置については、重複評価せず減点を合算しません。

なお、技術者の配置に関する事項の不履行については、不履行が複数回生じた場合でも重複評価せず、減点の大きいもののみを採用し、減点します。

注７　真にやむを得ない理由とは、ガイドライン P25「配置技術者の途中交代について」のとおりです。

注８　評価項目カ（ウ）の「カ（ア）、カ（イ）に該当しない入札参加停止措置」については、当該評価項目に該当する事項が複数回生じた場合の措置は、重複評価せず減点を合算しません。

キ　企業の技術能力

キ（ウ）優秀工事表彰　対象部門（土木）【　　／1.5点】

<table>
<tr><td rowspan="3">評価基準・配点</td><td><u>令和５年度～令和７度及び当ガイドライン適用期間</u>に当該工事と同じ部門で埼玉県優秀建設工事施工者表彰（優秀賞・特別奨励賞）を受けたことがある。
注１）知事名で表彰されているものです。</td><td>1.5 点</td></tr>
<tr><td><u>令和５年度～令和７年度及び当ガイドライン適用期間</u>に当該工事と同じ部門で次のいずれかの表彰を受けたことがある。
・埼玉県県土づくり優秀建設工事施工者表彰
・埼玉県農林部優秀建設工事施工者表彰
・埼玉県企業局優秀施工業者等表彰
注１）事務所長名等で表彰されているものです。</td><td>1.0 点</td></tr>
<tr><td>上記のいずれにも該当しない。</td><td>0 点</td></tr>
<tr><td rowspan="2">提出資料</td><td colspan="2">１　様式キ（ウ）
注１）評価対象年度は受賞年度です。
注２）当ガイドライン適用期間における表彰は、表彰日の翌月以降に公告する案件から評価対象とします。（当ガイドラインは、<u>令和８年７月１日以降</u>に公告する案件に適用します。）
注３）表彰の対象部門は土木、建築、設備の３部門です。発注部局は問わず、対象部門に記載された部門での表彰を評価します。
注４）表彰状況は県建設管理課の総合評価方式トップページ「データ集」で確認してください。
（https://www.pref.saitama.lg.jp/a1002/sougouhyoka-top.html）
注５）ＪＶ（経常・特定）の過年度実績及び評価対象者は、ガイドライン「５（２）評価項目・配点等に係る注意事項」別表【補則】のとおりとします。</td></tr>
<tr><td colspan="2">２　添付資料
①　「データ集」に記載がない場合は、表彰状の写し。
②　ＪＶでの実績の場合は、代表構成員であることがわかる書類（特定建設工事共同企業体協定書など。）。</td></tr>
</table>

ク　配置予定技術者の技術能力

ク（オ）優秀技術者表彰【　　／1.0点】

<table>
<tr><td rowspan="2">評価基準・配点</td><td><u>令和３年度～令和７年度及び当ガイドライン適用期間</u>に次のいずれかの表彰を受けたことがある。
・埼玉県県土づくり優秀現場代理人等表彰
・埼玉県農林部優秀現場代理人等表彰
・埼玉県企業局優秀施工業者等表彰</td><td>1.0 点</td></tr>
<tr><td>上記に該当しない。</td><td>0 点</td></tr>
<tr><td rowspan="2">提出資料</td><td colspan="2">１　様式ク（オ）
注１）評価対象年度は受賞年度です。発注部局を問わず表彰者を評価します。表彰状況は県建設管理課の総合評価方式トップページ「データ集」で確認してください。
（https://www.pref.saitama.lg.jp/a1002/sougouhyoka-top.html）
注２）当ガイドライン適用期間における表彰は、表彰日の翌月以降に公告する案件から評価対象とします。（当ガイドラインは、<u>令和８年７月１日以降</u>に公告する案件に適用します。）
注３）ＪＶ（経常・特定）の過年度実績及び評価対象者は、ガイドライン「５（２）評価項目・配点等に係る注意事項」別表【補則】のとおりとします。
注４）過去に在籍していた会社での実績も評価対象とします。</td></tr>
<tr><td colspan="2">２　添付資料
「データ集」に記載がない場合は、表彰状の写し。</td></tr>
</table>

ケ　企業の地域精通度

ケ（ア）地理的条件【　　／1.0 点】

評価基準・配点	本店又は主たる営業所の所在地が**飯能県土整備事務所、秩父県土整備事務所、東松山県土整備事務所、川越県土整備事務所①、川越県土整備事務所②内**である。	1.0点
	上記のいずれにも該当しない。	0点
提出資料	なし。 注１）ＪＶ（経常・特定）の評価対象者は、ガイドライン「５（２）評価項目・配点等に係る注意事項」別表【補則】のとおりとします。	

ス　その他

ス（ア）県内下請の選定（割合設定しない場合）【　　／1.0点】

評価基準・配点	以下のいずれかを満たすこと。 ・下請負人を**飯能県土整備事務所管内企業**から１社以上選定する。 ・本店又は主たる営業所の所在地が**飯能県土整備事務所管内**であり、すべて自社で施工する。	1.0 点
	以下のいずれかを満たすこと。 ・下請負人を県内企業（上記管内を除く）から１社以上選定する。 ・本店又は主たる営業所の所在地が県内（上記管内を除く）であり、すべて自社で施工する。	0.5 点
	上記のいずれにも該当しない。	0 点
提出資料	１　様式ス（ア） 注１）下請負人とは、建設業許可を受け、かつ受注業者との直接契約のある１次下請人であり、２次下請以降は、評価の対象としません。 注２）「**飯能県土整備事務所管内**企業」とは、**飯能県土整備事務所管内**に建設業許可の本店又は主たる営業所を有する企業とします。	
	２　**添付資料**　なし	

自己採点併用発注者採点方式

『自己採点申請書（兼）提出書』及び『技術資料（提案部分）』の提出イメージ

≪すべての入札参加者が提出≫
技術資料（簡易部分）を提出する必要はありません。

①電子媒体（ＣＤ－Ｒ）

CD-R

必ず提出	Excel	自己採点申請書（兼）提出書
	Excel	技術資料様式
必要に応じて提出	PDF	【添付資料】エ（ア）工程管理の適切性
	PDF	【添付資料】エ（イ）品質管理の適切性
	PDF	【添付資料】エ（ウ）安全管理の適切性
	PDF	【添付資料】エ（エ）発注者が指定した課題への対応の的確性
	PDF	【添付資料】オ（ア）技術提案
	PDF	【添付資料】オ（イ）技術提案を実現するための方法

注１）添付資料のファイル名（全角）
⇒　【添付資料】＋ 評価項目

注1）技術資料提出様式（Excel）にコピー＆ペースト用のファイル名があるのでご活用ください。

自己採点併用発注者採点方式

『落札候補者用提出書』及び『技術資料（簡易部分）』の提出イメージ

≪落札候補者のみが提出≫
技術資料（提案部分）を提出する必要はありません。

②電子媒体（ＣＤ－Ｒ）

CD-R

必ず提出
- Excel 兼落札候補者用提出書
- Excel 共通提出資料・技術資料様式

該当するものを提出
- PDF 【添付資料】イ（ア）災害防止活動等の協定
- PDF 【添付資料】イ（イ）災害防止活動等の実績
- PDF 【添付資料】コ（ア）企業の社会的貢献の実績
- PDF 【添付資料】コ（ウ）障害者雇用
- PDF 【添付資料】サ（ア）就業体験及び現場見学会等の実績
- ・
- ・
- ・

注１）添付資料のファイル名（全角）
⇒　【添付資料】＋ 評価項目

注1） 技術資料提出様式(Excel)にコピー＆ペースト用のファイル名があるのでご活用ください。